

(様式 1－3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1		
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）			
総交付対象事業費	2,174,389（千円）		全体事業費	3,887,065（千円）			
事業概要							
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。 震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となつたため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。 さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。 また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替えする施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりましても、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。 このため、使用不能となつた市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。							
【事業概要】 <ul style="list-style-type: none">・建物補償 (H26, H27)・事業面積：約 2.9 ha・事業箇所：須賀川市八幡町地内							
【市街地再開発事業】 <ul style="list-style-type: none">・担当省庁：国土交通省・事業名：市街地再開発事業（市街地整備）・基本補助率：2／5							

当面の事業概要

<平成 26 年度>

○須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・建物物件補償（体育館・芭蕉記念館外）
- ・物件移転補償

<平成 27 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・物件移転補償
- ・解体工事

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 頃所の仮設住宅に 157 世帯、377 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・建設場所：須賀川市牛袋町 12 番地（市文化センター駐車場）
- ・建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	市道 1504 号線外整備事業	事業番号	D-2-1
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		201,000 (千円)	全体事業費	201,000 (千円)	

事業概要

○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。

震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となり、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じました。

このため、市庁舎の再建あたりましては、防災拠点化及び行政拠点化を推進するため、周辺の敷地も含め一体的に第一種市街地再開発事業により整備します

市道 1504 号線は国道 118 号から市庁舎へのメイン進入路であり、庁舎の防災・行政拠点化のための最重要路線であると位置付けておりまして、庁舎敷地のセットバックにより拡幅し両側歩道を整備し市庁舎へのアクセス性の向上と市街地中心部の動線強化などを図ります。また、外 4 路線についても市庁舎敷地の土地利用に併せ摺り付け等の整備をします。

【復興交付金事業】

- ・担当省庁：国土交通省
- ・事業名：道路事業（市街地相互の接続道路等、高台移転等に伴う道路整備（区画整理）、道路の防災・震災対策等）
- ・基本国費率：5/9
- ・事業期間：平成 25 年度～平成 27 年度
- ・事業箇所：須賀川市役所周辺（須賀川市八幡町地区）

当面の事業概要

<平成 25 年度>

- ・実施設計業務委託

<平成 26 年度>

- ・市道 1504 号線電線共同溝整備工事、道路改築工事

<平成 27 年度>

- ・市道 1504 号線電線共同溝整備工事、市同 1504, 1505, 1507 号線道路改築工事

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、平成 24 年 3 月 31 日現在で、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 箇所の応急仮設住宅に 157 世帯、377 人、福島県借上げ住宅に 410 世帯、1,026 人が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さ

らには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

須賀川市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	大黒池整備事業	事業番号	◆D-16-1-4				
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）					
総交付対象事業費	1,150,000（千円）		全体事業費	1,150,000（千円）					
事業概要									
○東日本大震災により、市街地中心部に位置する須賀川第一小学校においては、隣接する大黒池側に校庭の約半分が崩落するとともに、校舎にも甚大な被害を受けたため、使用不能となり、現在も仮設校舎での学校生活を余儀なくされている。 校舎及び校庭については、災害復旧事業により対応することとしているが、近年の集中豪雨や台風などにより、本市は甚大な被害を受けているため、隣接する大黒池が現状のままでは、堰堤決壊による災害が起きる危険性が高いため、子どもたちや周辺住民の生命、財産を守る観点から早急な対応が必要である。 このため、甚大な被害を受けた市街地中心部における防災・減災の観点から、第 2 回復興交付金で配分決定を受けた埋立等に係る実施設計及び地質測量調査などを踏まえ、第一小学校や大黒池下流域のより安全で安心な対策を講じるため、災害復旧事業との整合を図りながら、雨水幹線等の施設整備と併せて大黒池の埋立整備を行う。 ○雨水幹線 管渠 L=約 500m (BOX□2.4m×2.4m～暗渠◎1.5m) ○埋立盛土 流用土 約 100,000 m ³									
当面の事業概要									
<平成 25 年度> ○雨水幹線 管渠 L=約 260m (BOX□2.4 * 2.4)、下流部 L=約 30m (◎1.5m) ○埋立盛土 流用土・碎石 V=約 57,800 m ³ ○地盤改良 堆積土砂 V=約 14,100 m ³									
<平成 26 年度> ○雨水幹線 管渠 L=約 200m (◎1.5m) ○雨水調整池 調整容量 V=約 8,000 m ³ ○埋立盛土 流用土・碎石 V=約 21,500 m ³ ○地盤改良 堆積土砂 V=約 15,000 m ³									
<平成 27 年度> ○埋立盛土 流用土 V=約 25,900 m ³									
東日本大震災の被害との関係									
○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、平成 24 年 3 月 31 日現在において、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 間所の応急仮設住宅に 157 世帯 377 人、福島県借上げ住宅入居状況は 410 世帯 1,026 人が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼした。 さらに災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所へ									

の分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっている。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところである。

特に第一小学校については、学校敷地に大黒池が隣接していたため、今回の地震によりグランドが池側に崩落するとともに、校舎も使用不能となる甚大な被害が生じ、仮設校舎での学校生活を余儀なくされている状況となっている。さらに大黒池においては、池の堰堤の役割を果たしていた道路も崩壊するなどしたため、災害復旧事業により早急に対応したところではあるが、市街地中心部に約10万トンもの貯留水を有する池があることは、防災上の観点からも好ましくはなく、池の下流域住民からも安全確保に関する要望書が市に対して提出されているところである。

関連する災害復旧事業の概要

○須賀川市立第一小学校災害復旧事業

- ・校舎設計プロポーザル（H23実施）
- ・基本設計、実施設計、校舎解体（H24実施）
- ・校舎建設、グランド復旧工事（H25～H26実施予定）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-16-1
事業名	須賀川市市街地整備事業
交付団体	須賀川市

基幹事業との関連性

○使用不能となった市庁舎の再建にあたっては、住家への被害が集中した周辺地区の整備と併せた「市街地再開発事業」により、防災機能の充実強化を図ることとしているが、現在の市庁舎敷地は、市街地中心部における災害時の一時避難場所としては、敷地面積が充分でないため、避難者の安全確保の観点から敷地の拡張を検討しているが、一時避難所の確保が喫緊の課題となっている。

また、市庁舎に隣接する第一小学校についても、災害時の一時避難場所として位置付けており、市庁舎周辺一帯を含めた通学区域となっているため、地域住民にとりましては、市庁舎敷地、小学校ともに一体的な避難所として捉えています。

しかし、今回の大震災により第一小学校は、使用不能となるとともに校庭が隣接する大黒池に崩落するなど、甚大な被害を受けました。

さらに、大黒池は貯水量約10万トンを有する農業用ため池ですが、今回の大震災により池の堰堤の役割も果たしていた道路の一部が崩落し、昨年の台風15号の際には危うく決壊の危険性が生じ、下流域の住宅街や病院等に甚大な被害を及ぼしかねない状況となりました。

このため、大黒池の埋立による学校及び周辺地域の安全確保と併せ、防災広場としての整備を行うことにより、市庁舎の防災機能の機能充実を図るとともに、市街地中心部における防災施設の機能強化を図ることとしています。

(様式 1－3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

NO.	19	事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業（弘法坦地区）	事業番号	D-4-4
交付団体		須賀川市	事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）	
総交付対象事業費		1,349,828（千円）	全体事業費	1,349,828（千円）	
事業概要					
東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備を行う。なお、第4回申請において40戸については採択を受けているが、アンケート調査の実施で100戸の災害公営住宅希望結果があったことから、追加で災害公営住宅の整備を行う。					
【整備概要】 整備戸数：45戸程度（詳細は実施設計等による）					
当面の事業概要					
<平成25年度> 用地取得、測量調査・地質調査					
<平成26年度> 基本設計・実施設計、入居希望者説明会、確認申請、工事発注					
<平成27年度> 入居希望者現地説明会、入居者募集、入居					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、平成23年4月28日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第22条及び同法施行令第41条第2項の規定により、国土交通大臣から100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。 なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成24年3月31日現在で、1,249棟となっており、その他の被害は、大規模半壊418棟、半壊3,084棟、一部損壊10,516棟となっている。 また、応急仮設住宅の入居状況は平成26年1月20日現在、101世帯220人、福島県借上げ住宅入居状況は238世帯522人となっている状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	